有期契約職員等の初任給・昇格・昇給等に関する規程

○規程制定　（令和６年１２月２７日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会
有期契約職員等の初任給・昇格・昇給等に関する規程

（目的）
第１条　この規程は社会福祉法人大川市福祉会　有期契約職員等賃金規程第３条５項に基づき、有期契約職員等の初任給・昇格・昇給等に関する事項を定めることを目的とする。

（級別資格基準表）
第２条　有期契約職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は，級別資格基準表(別表第１)に定めるとおりとする。
２　この場合において，それぞれの区分に対応する同表の級欄に定める数字は当該職務の級に決定するための必要在籍年数を示す。
３　有期契約職員の上位の職務の級への昇格に必要な標準的な職務は級別標準職務表（別表２）に定めるとおりとする。ただし、職務の特殊性により特に昇格させる必要があると認めた場合はこの限りではない。

（初任給の基準）
第３条　新たに職員となる者の号俸及び、短時間勤務（時給）は、有期契約職員賃金規程の別表「有期契約職員等賃金基準表」に掲げる基準により決定する。ただし、採用困難職種等については、理事長が施設長（管理者）と協議して決めることができる。

（昇格の際の号俸）
第４条　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額が昇格した職務の級にあるときはその号俸（同額がない場合は直近上位の額の号俸、最低の号俸に達しないときはその職務の級の最低の号俸）の１号俸上位の号俸とする。ただし、３級への昇格の場合は２号俸上位の号俸とする。

（昇給の時期）
第５条　職員の昇給時期は４月１日とする。

（昇給）
第６条　職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから１２月をくだら

ない期間、業績評価の段階が B 評価以上で勤務したときは、１号俸上位の号俸に昇給させることができる。ただし、次の者は除く。

(1)前年度の4月1日から翌年の 3 月 31 日までの12月間の雇用契約がない者

(2)有給休暇取得後無休休暇を取得している者。ただし、社会福祉法人大川市福祉会育児・介護休業等に関する規程に基づく休業、休暇、所定労働時間の短縮の場合は除く。

(3)契約更改時に65歳に到達している者

(4)特に勤務成績が良くなかった者

2　無資格者で採用された有期契約職員が、社会福祉法人大川市福祉会有期契約職員等賃金規程別表「有期契約職員等賃金基準表」に定める資格を取得した場合は資格取得を証する書面を提出した月（月の初めに提出した場合はその月）の翌月から雇用契約を変更し給料月額を資格に定める賃金基準額に変更することができる。

（特別昇給）

第７条　職員の業績評価の段階が A 評価以上である場合においては、第６条の昇給に関わらず理事長の承認を得て現に受けている号俸より上位の号俸に昇給させることができる。

（雑則）

第８条　この規程に定めのない事項については別に定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日より施行する。

別表１

賃金表（一）適用職員

職務の級 資格年数	１級 有期契約職員	２級 無期契約職員	３級 主　任 サビース管理者
採用時からの継続年数	0	6	0

別表２

級別標準職務表

別表２　級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
１級	定形的な業務、知識経験を必要とする業務を行う職務 生活指導員、職業指導員、就労支援員、指導員・保育士、精神保健福祉士、相談支援専門員、事務員等の有期契約職員
２級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う職務 相当の経験を有する生活指導員、職業指導員、就労支援員、指導員・保育士、精神保健福祉士、相談支援専門員、事務員等の無期契約職員
３級	係の主任の職務、サービス管理責任者 相当の経験を有する主任及び、サービス管理責任者の有期契約職員・無期契約職員